

## 曾爾村プレミアム商品券発行事業実施要綱

令和 3 年 5 月 12 日  
要綱第 21 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大による経済情勢の厳しい中、個人消費を促進し、地域経済の振興と活性化に寄与することを目的とし、村内事業所で使用できるプレミアム付き商品券を発行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第 2 条 商品券の名称は、曾爾村プレミアム商品券(第 1 号様式)(以下「商品券」という。)とする。

### (事業主体)

第 3 条 商品券の発行元は、曾爾村とする。

### (定義)

第 4 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売所 商品券の販売を行うところをいう。
- (2) 取引 第 5 条第 4 号に定める期間内において、商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 加盟店 曾爾村内に事業所を有し、かつ、前号の取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業所として登録されたものをいう。
- (4) 換金 加盟店が、第 2 号の取引を行ったことにより受け取った商品券を、この要綱の規定に基づいて現金に換える行為をいう。
- (5) 申込 商品券を購入するにあたり、事前に申し込むことをいう。
- (6) 引換 前号で申込みしたものを商品券に引換えすることをいう。

### (事業の概要等)

第 5 条 事業の概要は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商品券の額面 1 枚 1,000 円
- (2) 販売価格 1 冊 10,000 円で販売し、1 冊につき当該購入額の 30 パーセントに相当する額(1,000 円券を 3 枚)をプレミアムとして発行する。
- (3) 発行総数 2,000 冊とする。
- (4) 商品券使用期間 令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までとする。
- (5) 商品券換金期間 令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までとする。
- (6) 商品券を購入できる者 令和 3 年 5 月 1 日現在で曾爾村に住民基本台帳に登録されている者とする。ただし、商品券申込者が発行総額に満たなかった場合はこの限りではない。
- (7) 商品券購入限度額 1 人あたり 5 冊までとする。ただし、商品券申込者が発行総額に満たなかった場合は、この限りでない。なお、購入限度額を超えて購入した場合には、村長は商品券の返還を求めるものとし、購入者は速やかに商品券を返還しなければならない。

(8) 商品券販売申込期間 令和3年5月14日から令和3年6月30日までとする。ただし、商品券申込者が発行総額に満たなかった場合は、申込期間を延長することができる。

(9) 商品券引換期間 令和3年7月12日から令和3年9月30日までとする。商品券申込者が発行総額に満たない場合はこの限りではない。

(商品券の販売)

第6条 販売所は、一般財団法人曾爾村観光振興公社、曾爾郵便局、奈良県農協曾爾出張所、大和信用金庫奥宇陀支店、山粕郵便局とする。

2 前項の販売時間は、各団体の営業時間とする。

3 販売された商品券の払い戻しは、行わないものとする。

(商品券及び売上金の管理)

第7条 販売所は、商品券及び売上金の管理を適正に行うため、曾爾村プレミアム商品券売上明細書(第2号様式)を作成し、令和3年7月以降の各月末に村長に提出するものとする。

2 販売所は売上金について、曾爾村プレミアム商品券売上報告書(第3号様式)を曾爾村会計管理者に提出し、令和3年7月12日以降の各月末までの売上金は翌月10日までに入金するものとする。

3 前2項に規定する事務にかかる費用として、村長は販売所に対し、1冊あたり110円の手数料を販売月の翌月の25日(祝休日の場合は前日)に支払うものとする。

(購入方法)

第8条 商品券を購入しようとする者は、曾爾村プレミアム商品券購入申込書(第4号様式)に必要事項を記入し、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項で申込みした者に、曾爾村プレミアム商品券引換書(第5号様式)を送付するものとする。

3 前項で引換書を受け取った者は、引換書に現金を添えて販売所で購入するものとする。

(加盟店の登録)

第9条 加盟店の登録を受けようとする者は、曾爾村プレミアム商品券取扱加盟店申込書兼誓約書(第6号様式)に必要事項を記入し、村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の申請に基づき加盟店として登録した場合には、曾爾村プレミアム商品券加盟店登録証(第7号様式)を加盟店に交付する。

(加盟店の責務)

第10条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 加盟店であることが村民に容易に判るよう、加盟店の見えやすい場所に登録証を掲示すること。

(2) 取引を終えた商品券(以下「使用済商品券」という。)の裏面に、加盟店の名称を記入すること。

(3) 使用済商品券は、再使用しないこと。

(4) 商品券は、事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いることができない。

- (5) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定してはならない。
- (6) 商品券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示しなければならない。

(換金の請求)

第11条 加盟店は、使用済商品券を換金しようとするときは、曾爾村プレミアム商品券換金請求書(第8号様式)に必要事項を記入し、使用済商品券を添えて、商品券換金期間中毎月10日までに前月分を村長に請求するものとする。

- 2 村長は、前項の請求を受けたときは、請求額を当月25日(祝休日の場合は前日)に加盟店から指定のあった口座若しくは既に登録している口座に振り込むものとする。

(商品券の保管等)

第12条 商品券を購入した者、販売店及び加盟店(以下「購入者」という。)は、自己の責任において、商品券を保管するものとする。

- 2 購入者等が商品券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、購入者等がその責を負うものとし、村長は一切その責を負わないものとする。

(商品券使用対象外等)

第13条 商品券は、次の各号に定めるものの支払には使用できないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、電気代、ガス代及び電話代などの公共料金
- (2) 有価証券、この要綱に定める以外の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなどの関係性の高いもの
- (3) たばこ
- (4) 土地・家屋の購入、家賃、地代及び駐車料等の不動産
- (5) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

- 2 商品券使用時の釣り銭は、出さないこととする。

- 3 商品券は、交換、売買若しくは現金と引換えできないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

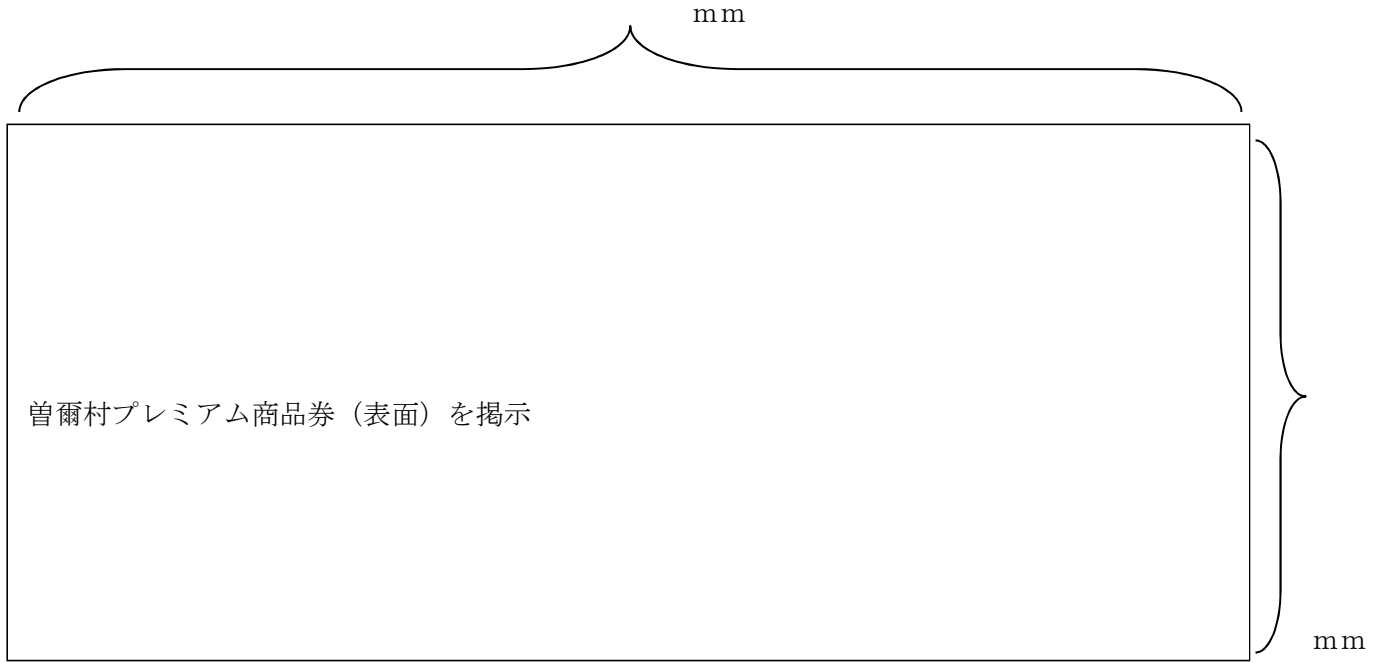
(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年5月10日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第2条関係）



第 2 号様式(第 7 条関係)

曾爾村プレミアム商品券売上明細書

月

販売所：

日	曜	受領		売上		残冊数	摘要
		冊数 (A)	金額 (B) (A) × 10,000 円	冊数 (C)	金額 (D) (C) × 10,000 円		
1		冊	円	冊	円	冊	
2		冊	円	冊	円	冊	
3		冊	円	冊	円	冊	
4		冊	円	冊	円	冊	
5		冊	円	冊	円	冊	
6		冊	円	冊	円	冊	
7		冊	円	冊	円	冊	
8		冊	円	冊	円	冊	
9		冊	円	冊	円	冊	
10		冊	円	冊	円	冊	
11		冊	円	冊	円	冊	
12		冊	円	冊	円	冊	
13		冊	円	冊	円	冊	
14		冊	円	冊	円	冊	
15		冊	円	冊	円	冊	
16		冊	円	冊	円	冊	
17		冊	円	冊	円	冊	
18		冊	円	冊	円	冊	
19		冊	円	冊	円	冊	
20		冊	円	冊	円	冊	
21		冊	円	冊	円	冊	
22		冊	円	冊	円	冊	
23		冊	円	冊	円	冊	
24		冊	円	冊	円	冊	
25		冊	円	冊	円	冊	
26		冊	円	冊	円	冊	
27		冊	円	冊	円	冊	
28		冊	円	冊	円	冊	
29		冊	円	冊	円	冊	
30		冊	円	冊	円	冊	
31		冊	円	冊	円	冊	
合計		冊	円	冊	円	冊	

第3号様式(第7条関係)

曾爾村プレミアム商品券売上報告書

金額 \_\_\_\_\_ 円

内訳： \_\_\_\_\_ 月分曾爾村プレミアム商品券 \_\_\_\_\_ 冊 × 10,000 円

上記のとおり現金及び曾爾村プレミアム商品券引換書に添えて報告いたします。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

曾爾村長 芝 田 秀 数 様

販売所

㊞

曾爾村プレミアム商品券売上金受領書

金額 \_\_\_\_\_ 円

上記の金額を受領いたしました。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 様

曾爾村会計管理者

㊞

第4号様式(第8条関係)

曾爾村プレミアム商品券購入申込書

令和 年 月 日

曾爾村長 芝 田 秀 数 様

(購入を希望される方の住所氏名をご記入ください。)	住 所	
	代表者氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
購入金額	購入希望金額 (1人あたり5冊までです。)  10,000円×_____冊=_____0,000円	
購入希望販売店	<input type="checkbox"/> 山粕郵便局 <input type="checkbox"/> 大和信用金庫 奥宇陀支店 <input type="checkbox"/> 奈良県農業協同組合 曾爾出張所 <input type="checkbox"/> 曾爾郵便局 <input type="checkbox"/> 曾爾高原ファームガーデン <input type="checkbox"/> 曾爾高原温泉お亀の湯	

第5号様式(第8条関係)

曾爾村プレミアム商品券引換書

令和 年 月 日

引換店舗

引換番号

購入代表者氏名

引換冊数 \_\_\_\_\_冊×10,000円=\_\_\_\_\_0,000円

※曾爾村プレミアム商品券と引き換えするには、この引換書及び現金を持参し販売所で購入してください。

※商品券を引き換えの際は、身分証明書の提示をお願いします。

※販売店での交換は、令和3年7月12日～令和3年9月30日までです。但し、新型コロナウイルス感染拡大の影響がある場合は、引換期間を延長する場合がありますので、ご了承ください。

曾爾村長

芝田秀数 ㊞



第 6 号様式(第 9 条関係)

曾爾村プレミアム商品券取扱加盟店申込書兼誓約書

曾爾村プレミアム商品券発行事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

住 所	曾爾村大字	番地
事業所名		
代表者氏名		
取扱商品及びサービス	( ) ( ) ( ) ※記入例：食料品、ガソリン、宿泊、宴会	
電話番号		

誓約書

1. 商取引なく商品券の換金を行いません。
2. 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
3. 商品券の再販・再流通をいたしません。
4. 商品券の偽造、悪用、乱用をいたしません。
5. 商品券を紛失・棄権した場合、全て自己負担とします。
6. 商品券が使える店舗として参加し、真にやむを得ない事由がない限り途中辞退いたしません。
7. 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決につとめます。
8. 商品券の取扱に関して、曾爾村からの改善・要請があった場合には従います。
9. 店舗名・所在地・取扱商品及びサービス・電話番号の公表(HP、チラシ等に掲載)について同意します。

私は、以上のことを遵守することを誓約し、加盟店申込書兼誓約書の申請をいたします。

令和 年 月 日

曾爾村長 様

氏 名

印

第7号様式(第9条関係)

## 曾爾村プレミアム商品券加盟店登録証

加盟店番号	
住 所	
事業所名	
代 表 者	

上記は、曾爾村プレミアム商品券の加盟店であることを証明します。

令和 年 月 日

曾爾村長

芝 田 秀 数 ⑩

第 8 号様式(第 11 条関係)

令和 年 月 日

曾爾村長 芝 田 秀 数 様

加盟店  
住所

氏名

㊟

曾爾村プレミアム商品券換金請求書

曾爾村プレミアム商品券について、曾爾村プレミアム商品券発行事業実施要綱第 11 条の規定に基づき請求します。

加盟店番号			
加盟店の名称			
請求対象期間	令和 年 月分		
請求額	①商品券の枚数 枚	②額面金額 1,000 円	③請求額(①×②) 計 円
振込口座 (既に曾爾村役場出納室 に登録されている方は記 入不要です。)	金融機関名	銀行・農協・信用金庫	
	支店名	支店・支所・出張所	
	口座種別	1. 普通 2. 当座	
	口座番号		
	(カナ) 口座名義		
添付書類	使用済商品券 (裏面に加盟店名称を記入されているか確認してください。)		

※毎月 10 日までに前月分の請求をしてください。